

世界の有害物質規制① ヨーロッパ編

衣類等に含まれる化学物質には、人体に深刻な悪影響を及ぼすものがあります。例えば臓器の機能障害や皮膚炎、アレルギーを引き起こすものや、発ガン性物質、内分泌攪乱物質が含まれる場合があります。しかし、これらの有害物質の規制について日本はまだ立ち後れた状況にあると言わざるを得ません。

規制が厳しい海外と立ち後れた日本。日本の繊維産業にとって、どのような影響があるのでしょうか。

FTA や TPA により各国間の自由貿易が進み、その流れの中で、日本では家庭用品品質表示法の改正で JIS 表示（取扱い表示）が国際 ISO に整合化されます。また経済産業省もバックアップする J ∞ QUALITY 商品認証事業は、日本の繊維産業におけるものづくりを世界に PR するチャンスになります。

日本発の製品が世界に発信される機会が増える中、改めて日本製品の安全性が問われることとなります。

EU規制-1 【REACH】

REACH は、Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals の各単語の頭文字を取ったものです。直訳すると「Registration/登録」「Evaluation/評価」「Authorization/認可」となり、Restriction が制限、そして Chemicals が化学物質です。

人体への影響が不明であっても、その懸念がある全化学物質は、予防措置としてそれを取り扱う生産者/輸入者に登録が義務付けられています（1 トン以上 / 年）。

特に高リスクを持つ発ガン性物質等は、高懸念物質（SVHC）として指定され、使用する場合は特別な許可が必要となります。

また、健康や環境にリスクのある物質と認められた場合、使用・生産・販売の制限もしくは禁止される場合もあります。

EU規制-2 【RoHS 指令】

電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州指令です。対象は電気・電子機器というこ

とですが、機器に付属する繊維製パーツ、例えばカメラケースや血圧計のバンドなどが規制対象となります。

規制物質は鉛、水銀、カドミウム、6 価クロム、ポリ臭化ジフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテルの 6 物質で、顔料、防菌・防カビ剤、皮革の鞣し、難燃加工剤などによく用いられます。

EU規制-3

【EN 71（欧州玩具安全指令）】

玩具に対する規制は、世界的にとっても厳しくなっています。EN 71 では Part 1～13 までのカテゴリーで化学的安全性、物理的安全性、燃焼性に分け、分析試験等を課しています。

Part 3 の「特定元素の移行（溶出）」では、アンチモン、ヒ素、バリウム、カドミウム、鉛、水銀、セレン、アルミニウム、ホウ素、クロム（3 価、6 価）、コバルト、銅、マンガン、ニッケル、ストロンチウム、スズ（有機スズ含）、亜鉛の 17 の物質を規制しており、物質数は年々増えています。

ニッセンケンは、繊維製品等に含まれる有害物質をチェックする世界的安全認証《エコテックス規格》の日本で唯一の認証機関です。来年 4 月に施行されるアゾ染料への規制内容を含め、有害物質について様々な疑問にお答えしますのでお気軽にご連絡ください。

《ニッセンケン エコテックス事業所》TEL:03-5809-2810 E-mail: oeko-tex@nissenken.or.jp